

白川町簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町規則第 1 9 号

白川町簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則

白川町簡易水道事業会計規則（令和 6 年白川町規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 3 6 条 削除	<u>（隔地払）</u> 第 3 6 条 会計管理者は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合には、出納取扱金融機関に、出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び債権者の氏名、支払金額、支払日時、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。
第 4 1 条から第 4 4 条まで 削除	2 会計管理者は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴さなければならない。 <u>（小切手の振出し）</u> 第 4 1 条 会計管理者は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。 2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。 3 会計管理者は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。 4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌日までに会計管理者に報告しなければならない。 <u>（小切手の訂正等）</u> 第 4 2 条 小切手の金額は、訂正してはなら

改正後	改正前
(領収書等の徴収) 第45条 会計管理者は、現金の支出若しくは_____は_____ _____公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。 2 (略) 第46条及び第47条 削除	ない。 2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して町長の印を押さなければならない。 3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。 (小切手帳の保管) 第43条 小切手帳の保管は、会計管理者が行う。 (公金振替書) 第44条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。 (領収書等の徴収) 第45条 会計管理者は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。 2 (略) (支払小切手の整理) 第46条 所管課長は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。 2 会計管理者は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。 (隔地払期間の徒過) 第47条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任等) 第 9 8 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 9</u>第 1 項後段の規定による職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略)	<u>金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。</u> <u>2 第 2 4 条の規定は、前項の場合について準用する。</u> (職員の賠償責任等) 第 9 8 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 8</u>第 1 項後段の規定による職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略)

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 9 8 条の改正規定は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。